



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 （5件）	（経営支援課） 1
○公共測量の終了の通知	（用地対策課） 2
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 3
○道路の供用開始（5件）	（ 〃 ） 3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	4

告 示

高知県告示第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- (2) 届出者の住所  
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フジグラン須崎ショッピングセンター  
須崎市西町二丁目7番15号
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) フジグラン須崎ショッピングセンター  
(変更後) フジ須崎店
- (5) 変更年月日

- 平成26年2月6日
- (6) 変更理由  
店舗の名称を変更するため
  - 2 届出年月日  
平成26年2月6日
  - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
須崎市元気創造課
  - 4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

高知県告示第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- (2) 届出者の住所  
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パルティ・フジ宿毛ショッピングセンター  
宿毛市宿毛5380番地1
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) パルティ・フジ宿毛ショッピングセンター  
(変更後) フジ宿毛店
- (5) 変更年月日  
平成26年2月6日
- (6) 変更理由  
店舗の名称を変更するため
- 2 届出年月日  
平成26年2月6日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

- 高知県商工労働部経営支援課  
宿毛市商工観光課
- 4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

高知県告示第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
- (2) 届出者の住所  
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パルティ・フジ中村ショッピングセンター  
四万十市中村大橋通七丁目6番27号
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) パルティ・フジ中村ショッピングセンター  
(変更後) フジ中村店
- (5) 変更年月日  
平成26年2月6日
- (6) 変更理由  
店舗の名称を変更するため
- 2 届出年月日  
平成26年2月6日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
四万十市商工課
- 4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第151号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン高岡  
土佐市高岡町甲337ほか

(4) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数  
(変更前) 3箇所  
(変更後) 4箇所

(5) 変更年月日

平成26年1月26日

(6) 変更する理由

来客の利便性の向上を図るため

2 届出年月日

平成26年1月17日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
土佐市産業経済課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第152号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと

り告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニー不動産 代表取締役 山崎 広起

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器本店  
高知市知寄町二丁目1番29号ほか

(4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ベスト電器本店  
(変更後) ちより街テラス
- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 4,415平方メートル  
(変更後) 5,585平方メートル
- ウ 駐車場の収容台数  
(変更前) 224台  
(変更後) 271台
- エ 駐輪場の収容台数  
(変更前) 50台  
(変更後) 95台

オ 荷さばき施設の面積  
(変更前) 112.0平方メートル  
(変更後) 124.5平方メートル

カ 廃棄物等の保管施設の容量  
(変更前) 54.6立方メートル  
(変更後) 83.1立方メートル

キ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベスト電器	午前9時	午後8時
株式会社大創産業	午前9時	午後8時

株式会社日産サティオ高知	午前10時	午後7時
--------------	-------	------

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベスト電器	午前9時	午後8時
株式会社大創産業	午前9時	午後8時
株式会社日産サティオ高知	午前7時	午後9時
株式会社スリーエフ	24時間	

ク 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで（一部は、24時間）

ケ 駐車場の自動車の出入口の数  
(変更前) 6箇所  
(変更後) 5箇所

コ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前6時から午後10時まで  
(変更後) 午前6時から午後10時まで（一部は、24時間）

(5) 変更年月日  
平成26年10月21日

(6) 変更する理由  
建物の改装及びテナントの誘致を行うため

2 届出年月日  
平成26年2月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第153号**

高知地方務局長から平成25年8月高知県告示第539号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年2月28日に終

わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第154号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大森字トホノ石101番6	前	12.6 }	8
	後	14.3 }	8
		32.7	

**高知県告示第155号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村平鍋字	前	4.6 }	203
		29.8	

中野319番10から 安芸郡北川村平鍋字 畝鼻256番12まで	後	A	4.6 }	109
			11.0	
		B	8.2 }	120
			51.1	

**高知県告示第156号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水下分字大ケタ2639番1から 吾川郡いの町清水下分字黒洲川2649番1まで	56	平成26年3月14日
吾川郡いの町大森字トホノ石101番6	8	平成26年3月14日

**高知県告示第157号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村平鍋字中野		

319番10から 安芸郡北川村平鍋字畝鼻 256番12まで	120	平成26年3月14日
-------------------------------------	-----	------------

**高知県告示第158号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村小松字堂ノナロ113番2から 土佐郡大川村小松字堂ノナロ113番1まで	221	平成26年3月14日

**高知県告示第159号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字鎌谷221番1	106	平成26年3月14日
吾川郡いの町越裏門字鎌谷221番1から 吾川郡いの町越裏門字鎌谷220番3まで	35	平成26年3月14日

吾川郡いの町越裏門字鎌谷 221番1	112	平成26年3月14 日
-----------------------	-----	----------------

**高知県告示第160号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 思地川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町勝賀瀬字橋影 3644番9から 吾川郡いの町勝賀瀬字長原 比3709番まで	1,005	平成26年3月14 日

-----  
**公安委員会規則**  
 -----

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第1号**

**高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則**

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表警察官の部中「49」を「46」に、「26」を「29」に、「152」を「157」に、「285」を「280」に、「107」を「114」に、「347」を「340」に、「99」を「109」に、「369」を「359」に、「491」を「510」に、「1,097」を「1,078」に改め、同表一般職員のうち「207」を「220」に、「107」を「94」に改め、同表計の項中「698」を「730」に、「1,204」を「1,172」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第2号**

**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第1項第1号」を「第6条第1項第8号」に、「について」を「に関し」に改める。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「次に」を「次の各号に」に、「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第3条第5号中「警備第二課」を「警備第二課 災害対策課」に改める。

第4条第2項及び第3項中「公安委員会補佐室」を「公安委員会事務室」に改める。

第6条第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8） 条例、規則、訓令その他重要文書の審査に関すること。  
第6条の2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項第6号中「第54条第2項」を「第54条」に改める。

第11条第2項及び第3項中「地域安全対策推進室」を「地域安全対策推進室及び人身安全対処室」に改める。

第12条第2項中「及び鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）」を「、自動車警ら隊及び鉄道警察隊」に改め、同条第3項中「及び鉄警隊」を「、自動車警ら隊及び鉄道警察隊」に改める。

第14条に次の2項を加える。

2 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を置く。

3 サイバー犯罪対策室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第14条の2第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 手口捜査に関すること。

第14条の2第2項及び第3項中「告訴・告発センター」を「告訴・告発センター及び捜査支援室」に改める。

第15条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第27条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（災害対策課）

**第27条の2** 災害対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

（1） 災害警備に関すること。

（2） 緊急事態の初動措置に関すること。

第32条第2項中「前項の」を「前項に定めるもののほか、」に、「及び」を「又は」に、「については、臨時にこれを」を「を臨時に」に改め、同条第3項中「これを」を削り、同条第4項中「前3項」を「第1項及び第2項」に、「及び」を「又は」に改める。

第33条第2項中「これを」を削る。

第35条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 生活安全部に刑事部を兼務する参事官として人身安全対処参事官を置く。

第38条第1号ア中「公安委員会補佐室長」を「公安委員会事務室長」に改め、同号イ中「及び会計企画官」を「、会計企画官及び会計指導官」に改め、同条第2号ア中「地域安全対策推進室長」を「地域安全対策推進室長、人身安全対処室長」に改め、同号イ中「及び鉄警隊長」を「、自動車警ら隊長、鉄道警察隊長及び自動車警ら隊副隊長」に改め、同号オ中「生活環境課に」を「生活環境課にサイバー犯罪対策室長、」に改め、同条第3号ア中「告訴・告発副センター長」を「告訴・告発副センター長、捜査支援室長」に改め、同条第5号イ中「災害対策室長、」を削る。

第40条の見出し中「総務参事官」を「総務参事官、人身安全対処参事官」に改め、同条第1項中「総務参事官」を「総務参事官、人身安全対処参事官」に改め、同条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 人身安全対処参事官は、上司の命を受け、人身安全対処に関する事務を掌理するほか特命事項を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第44条第1項及び第4項中「公安委員会補佐室長」を「公安委員会事務室長」に改める。

第45条第1項中「警視を」を「警視を、会計指導官には警部に相当する一般職員を」に改め、同条に次の1項を加える。

5 会計指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、会計経理の指導教養に関する事務その他特命事項を総括処理する。

第51条第1項中「地域安全対策推進室長」を「地域安全対策推進室長及び人身安全対処室長」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 人身安全対処室長は、上司の命を受け、人身の安全確保等に関する事務その他特命事項を総括処理する。

第52条第1項中「及び航空隊長」を「、航空隊長及び自動車警ら隊長」に、「鉄警隊長には警部」を「鉄道警察隊長には警部を、自動車警ら隊副隊長には警部又は警部補」に改め、同条第6項中「鉄警隊長」を「鉄道警察隊長」に、「鉄警隊に」を「鉄道警察隊に」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 自動車警ら隊長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、

自動車警ら隊に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第52条に次の1項を加える。

8 自動車警ら隊副隊長は、上司の命を受け、自動車警ら隊に関する事務について自動車警ら隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第54条第1項中「サイバー犯罪対策官」を「サイバー犯罪対策室長及びサイバー犯罪対策官」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 サイバー犯罪対策室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、サイバー犯罪対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第54条の2第1項中「及び告訴・告発副センター長」を「、告訴・告発副センター長及び捜査支援室長」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 捜査支援室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、捜査支援に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第65条第1項中「災害対策室長には警視を、」を削り、「警部」を「、警部」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第66条中「総務参事官」を「総務参事官、人身安全対処参事官」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。